

スポーツ少年団本部規程

第 1 章 総 則

第 1 条 公益財団法人新潟市スポーツ協会（以下「本会」という。）は、定款第 4 条 8 項の事業を遂行するために、新潟市スポーツ少年団本部（以下「本部」という）を設置する。

第 2 条 本部は、市内の登録したスポーツ少年団を代表する組織体とする。

- 2 各区に区スポーツ少年団を置く。
- 3 区スポーツ少年団に関することは、別に定める。

第 2 章 目 的

第 3 条 本部は、スポーツ少年団の普及と育成及び活性化を図り、もって青少年の健全育成に資することを目的とする。

第 3 章 事 業

第 4 条 本部は前条の目的達成するために次の事業を行う。

- (1) 育成計画の策定と実施
- (2) 団活動の普及・指導
- (3) 指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) 交流事業の実施
- (5) 体力テストの実施及び普及
- (6) 広報活動
- (7) 青少年スポーツに関する調査研究
- (8) 関係団体との連携
- (9) スポーツ少年団の顕彰
- (10) その他目的達成に必要な事業

第 4 章 登 録

第 5 条 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規定及び同規程施行細則を準用する。

- 2 登録は、区スポーツ少年団が各単位団を取りまとめて本部へ登録する。
- 3 本部は各区スポーツ少年団を取りまとめて新潟県スポーツ少年団へ登録する。
- 4 登録者は、別に定める登録料を納入するものとする。

第 6 条 登録の認定を受けたものが、スポーツ少年団の目的にふさわしくない行為があったと認められる時は、委員総会の議決により登録を取り消すことができる。

第 5 章 役 員

第 7 条 本部に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1 人
- (2) 副本部長 2 人以上 3 人以内
- (3) 区本部長 5 人以上 6 人以内
- (4) 委員 8 人以上 16 人以内

第 8 条 本部長、副本部長は委員総会で推挙し、本会理事会に報告する。

- 2 本部長は、本団を代表し団務を統括する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または欠けたときは、本部長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

第 9 条 原則として委員は次の各号から推薦された者があたる。

- (1) 区スポーツ少年団選出 各 1 人以上 2 人以内
- (2) 種目別部会 10 人以内
- (3) 指導者育成強化部会 10 人以内
- (4) 本部長推薦 1 人以上 5 人以内

第 10 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 役員の任期が満了しても、後任者が就任するまではその職務を行う。

第 11 条 本部長は委員総会に諮って、市内外のスポーツ少年団に多大な貢献のあった者を顧問に委嘱することができる。

- 2 顧問は本部長の諮問に応じる。
- 3 顧問は委員総会に出席し、意見を述べることができる。

第 6 章 会 議

第 12 条 委員総会は、本部長、副本部長、区本部長及び委員をもって構成し、本部の事業計画、予算、事業報告、決算、その他事業に関する重要事項を議決し本会に報告する。

- 2 委員総会は年 1 回以上本部長が招集し、その議長となる。
- 3 前項のほか、委員の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、本部長は 2 週間以内に臨時委員総会を招集しなければならない。

第 13 条 委員総会は委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開会することができない。ただし同一事項については再度招集したときはこの限りでない。

- 2 委員総会に出席できないときは、議決権を他の委員に委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

第 14 条 委員総会の議事は出席した委員の過半数をもって決め、可否同数の場合は議長がこれを決める。

第 15 条 区本部長会議は、本部長、副本部長及び区本部長をもって構成し、本部の事業計画を討議するとともに、各区スポーツ少年団間の調整をはかる。会議は必要に応じて本部長が招集し議長となる。

第 7 章 専 門 部 会

第 16 条 新潟市スポーツ少年団本部に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、委員総会の議決を経て別に定める。

第 8 章 会 計

第 17 条 本部の予算は、本会の会計とし、補助金、寄付金、登録料及びその他の収入を充てる。

2 本会の会計規則により処理する。

第 9 章 事 務 局

第 18 条 本部の事務局は本会事務局に置く。

2 事務局に関する規定は別に定める。

第 10 章 本 規 程 の 変 更

第 19 条 この規定は委員総会の 3 分の 2 以上の同意を得て変更することができる。

附 則

1 この規程は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 財団法人新潟市体育協会新潟市スポーツ少年団本部規程(昭和 43 年 4 月 1 日)は廃止する。

3 この規程は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

平成 24 年 3 月 7 日改正

平成 30 年 7 月 1 日改正